

(略)

東京都監査委員	清	水	やすこ
同	神	林	茂
同	友	渕	宗治
同	岩	田	喜美枝
同	松	本	正一郎

令和元年5月28日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、東京都教育委員会が、実体のない虚偽の申請により育児時間等を不正に取得した都立高等学校の主任教諭に対して、申請期間に相当する金額を減じないまま給与を支給したこと（以下「本件支出」という。）は違法・不当であるとして、当該主任教諭に対し、減じないままに支給された当該相当する額と利子を加えた額の返還を求めているものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。また、請求期間について、法第242条第2項では、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをするにはできないとされ、正当な理由があるときはこの限りでないとしている。

請求人の主張によれば、当該主任教諭が虚偽の申請により育児時間等を取得したのは、平成24年2月から平成25年5月にかけての期間であるが、当該期間に係る給与が支給されてから本件請求に至るまで、少なくとも約6年が経過しており、法定の請求期

間1年を大きく徒過している。

このことについて、請求人は、平成30年5月28日に東京都教育委員会に文書を提出したことをもって、本件請求が1年以内に行われている旨、主張するが、これを、法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由があるとき」を示す意であると解したとしても、そもそも「正当な理由」とは、例えば、当該行為がきわめて秘密裡に行われ、1年を経過した後はじめて明るみに出たような場合あるいは天災地変等による交通途絶により請求期間を徒過した場合などのように、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したものについて、特に請求を認めるだけの相当な理由があるときを指すとされている。最高裁昭和63年4月22日判決では、「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである旨、判示している。

請求人が提出した事実証明書によれば、当該主任教諭が在籍していた都立高等学校の校長であった請求人自身が、当該主任教諭に対し「平成25年4月の本件発覚時からこれまでの間、聴き取りを行ってきた」とあり、請求人が本件支出について知ることができたのは平成25年4月であることが認められる。このことから、上記判旨に照らせば本件請求が法第242条第2項本文に定める請求期間を徒過したことについて、「正当な理由」があるとはいえない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。